㈡　東日本大震災復興特別会計の所管機関は、その所管に属する歳入及び歳出に係る歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿等を備え、所要の事項を登記しなければならないこととした。また、復興庁は、同特別会計全体の歳入及び歳出に係る歳入簿、歳出簿及び支払元受高総括簿等を備え、所要の事項を登記しなければならないこととした。これに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2　東日本大震災復興特別会計の管理及び経理

㈠　東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予定計算書（歳出部分）、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書について、部局等ごとの区分を設けることとした。

㈡　東日本大震災復興特別会計の管理に関する事務を行う所管大臣を定めることとした。

㈢　特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第一五号。以下「改正法」という。）第二二三条第二項に規定する東日本大震災復興特別会計全体の計算整理に関する事務は、内閣総理大臣が復興大臣に命じて行わせることとした。

3　原始附則

改正法附則第三条の規定により東日本大震災復興特別会計に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、所管大臣が財務大臣に協議して定めることとした。

二　予算決算及び会計令の一部改正（第二条関係）

改正法附則第七条の規定に基づき一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることとされる復興財源由来の剰余金について、財政法第六条第二項の規定に基づく剰余金の計算から除外することとした。

三　国有財産法施行令の一部改正（第三条関係）

東日本大震災復興特別会計に属する普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長は、当該財産を財務大臣に引き継ぐ必要がないこととした。

四　国税収納金整理資金法施行令等の一部改正（第四条、第五条及び第一三条関係）

国税収納金整理資金法第二条第二項の政令で定める支払金の規定に、復興特別所得税及び復興特別法人税に係る還付金を追加するとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税の東日本大震災復興特別会計への繰入れに関する規定を整備することとした。その他、国税収納金整理資金法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

五　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令等の一部改正（第六条～第一一条関係）

独立行政法人等が平成二三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上された交付金の交付を受けて行う復興施策に関する業務に係る国庫納付金を、東日本大震災復興特別会計に帰属させることとした。

六　株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正（第一二条関係）

株式会社日本政策金融公庫の各勘定において国庫納付金が生じる場合、当該各勘定における一般会計、財政投融資特別会計の投資勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資の額に応じて按分した額を、それぞれ一般会計、財政投融資特別会計の投資勘定又は東日本大震災復興特別会計に帰属させることとした。

七　各府省庁組織令の一部改正（第一四条～第二八条関係）

各府省庁組織令において、東日本大震災復興特別会計の経理、国有財産の管理及び処分に関する事務等をつかさどる部局を定めることとした。

八　附則関係

1　特別会計に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置（附則第二条関係）

第一条の規定による改正後の特別会計に関する法律施行令は、平成二四年度の予算から適用することとしたほか、所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

2　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置（附則第三条関係）

第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の三の規定の適用について、復興特別所得税が創設されるまでの、平成二四年一二月三一日までの間における経過措置を定めることとした。

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、復興特別所得税の創設に伴う規定の整備については、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（財務省）

1　加入者等の給与所得に係る収入金額に含まれないこととされる事業主が支出した確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の範囲から、適格退職年金契約を解除することにより事業主に返還される資産で資産管理機関に移換する資産を除外することとした。（第六四条関係）

2　退職所得課税について、次のとおり細目を定めることとした。

㈠　特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数の計算方法を定める。（第六九条の二関係）

㈡　特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法を定める。（第七一条の二及び第三一九条の三関係）

3　国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく新関西国際空港株式会社の補助金を追加することとした。（第八九条関係）

4　給与所得者の特定支出の控除の特例について、次のとおり細目を定めることとした。

㈠　本特例の対象となる図書及び衣服の範囲を定める。（第一六七条の三関係）

㈡　本特例の対象となる図書及び衣服を購入するための支出並びに接待、供応、贈答等のための支出をした場合に確定申告書等に添付する明細書の記載事項及びその支出を証する書類を定める。（第一六七条の四及び第一六七条の五関係）

5　医療費控除の対象となる医療費の範囲について、介護福祉士等による喀痰（かくたん）吸引等の対価を加えることとした。（第二〇七条関係）

6　外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書制度について、外国法人が内国法人の発行済株式等の総数の一〇〇分の五〇以上の数の株式を直接又は間接に保有する関係にあるかどうかの判定方法及び本調書制度の対象となる経済的利益の供与等の基因となる権利の細目を定めることとした。（第三五四条の三関係）

7　この政令は、一部の規定を除き、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇一号）（財務省）

1　公益法人等の収益事業の範囲について、小規模企業者等設備導入資金助成法の改正後も同法の貸与機関が設備貸与事業として行う物品販売業等を引き続きその範囲から除外する措置を講ずることとした。（第五条関係）

2　債務処理に関する計画の策定があった場合に資産の評価損益の計上等が認められる措置について、その計画に政府関係金融機関が債務免除等をすることが定められていることとの要件における政府関係金融機関の範囲に、株式会社国際協力銀行を追加することとした。（第二四条の二関係）

3　国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく新関西国際空港株式会社の補助金を追加することとした。（第七九条関係）

4　貸倒引当金制度について、その適用を受けることができる法人の範囲に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を追加することとした。（第九六条関係）

5　確定給付企業年金等の掛金等の損金算入制度について、対象となる掛金等の範囲から、適格退職年金契約を解除することにより事業主に返還される資産で資産管理機関に移換する資産を除外することとした。（第一三五条関係）

6　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇二号）（財務省）

1　納税義務者の相続税について、連帯納付義務の履行を求めないこととされる納税猶予の範囲を定めることとした。（第一〇条の二関係）